



「未来に伝える山形の宝」登録制度に関するQ & A

【登録制度関係】

Q 1 重点テーマ「最上川の文化遺産」かどうかの判断基準は何か。

A 1 本制度において重点テーマ「最上川の文化遺産」となるのは、最上川本川に直接関わるものを想定しております。具体的には、本川が流れている22市町村における最上川の自然的・歴史的・文化的特徴を活かした取組みを重点テーマとして登録することを想定しております。

Q 2 最上川の重要文化的景観の選定の取組みはどうするのか。

A 2 最上川流域の重要文化的景観については、流域の市町村と協議をしながら、引き続き選定を目指していくこととしており、選定を目指す市町村に対しては、今後も支援をしていきます。最上川は、未来に伝えていかなければならない山形の宝の代表的なものであることから、「未来に伝える山形の宝」という全体の大きな取組みの中で、「重点テーマ」として位置づけ、国指定の史跡・名勝、県文化財保護条例による文化的景観の選定なども活用して、最上川全体に取組みが広がるよう支援策の強化も検討しながら、引き続き推進していきます。

Q 3 歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリアとはどういう範囲か。

A 3 取組みの内容（主題の背景、構成文化財、活動内容）により範囲が決まるものと考えますので、市町村全域の場合もあれば、地区単位などの場合も想定されます。

Q 4 例えば、2つの市町村にまたがる取組みなど、市町村枠を超えてもいいのか。

A 4 市町村の枠を超えるものについては、一つのテーマとして、実施主体となる団体等が申請することになります。その場合、便宜的に、申請者の所在する市町村の文化財担当課を経由して提出していただきますが、市町村の意見書については、関係する市町村の個々の意見書を添付してください。

Q 5 複数の文化財とはどのようなイメージか。

A 5 2件以上の文化財ということです。

Q 6 史跡範囲を取組みとする場合、史跡に含まれる有形文化財や天然記念物一つひとつを構成要素ととらえていいのか。

A 6 史跡の範囲内に含まれる文化財の一つひとつを、取組みの構成要素として位置づけることになります。その場合、それぞれの文化財の保存・活用の考え方を示していただくこととなります。

Q 7 未指定の文化財だけで構成されていても、登録の対象となるのか。

A 7 文化財として、指定又は登録の候補として評価が可能なものであれば対象となります。

Q 8 指定又は登録文化財の候補として評価が可能な文化財とはどのようなものか。

A 8 個々について、国及び県の文化財の指定基準、文化的景観の選定基準などから類推して判断することになります。

Q 9 登録には有効期間があるのか。

A 9 有効期間はありません。継続的に文化財を保存・活用できる取組みを登録することとしています。

Q 10 審査会の時期は決まっているのか。

A 10 年1回程度の開催を予定しており、令和2年度は、12月の開催を予定しています。

Q 11 当初提出した活動内容や工程表、構成文化財に変更が生じた場合、その都度変更計画書を出す必要があるのか。

A 11 5年間の計画期間内に、構成文化財、構成団体（複数団体共同の場合）、活動地域に変更があった場合は、変更届を提出していただきます。その他、届出が必要な場合や届出の様式は、別途お知らせします。

【補助金関係】

Q 1 登録された取組みに対し、どのような支援が行われるのか。

A 1 登録された取組みを構成する文化財の保存修理及び活用等に対し、補助金を交付し支援を行っていきます。詳細については、「未来に伝える山形の宝」ポータルサイト (<http://www.yamagata-takara.com/>) 上に掲載している「登録された取組みに対する補助」をご覧ください。

また、登録された文化財及び登録された取組みをホームページ等で県内外に広く情報発信し、地域づくりや観光面でも支援を行っていきます。

Q 2 登録申請における事業計画書に記載がないものでも、補助対象となるのか。補助が受けられないとすると、事業計画書の変更を申請する必要があるのか。

A 2 活動計画に記載がない文化財について新たに保存修理の必要が出てきた場合は、変更届を提出してください。内容を審査したうえで補助対象とするかどうか決定します。

Q 3 「市町村の負担金等を補助要件とする」とあるが、登録団体の活動の経費を常に負担することが求められるのか。

A 3 平成30年度登録以降の登録団体が本補助金を活用する年度のみ、所在する市町村より補助対象事業に要する経費を一部負担していただくこととします。